



令和8年3月23日

三芳町議会議長 細谷光弘 様

提出者 三芳町議会議員 光下 重之

賛成者 同上 本名 洋

賛成者 同上 増田 磨美

上水道事業に対する国の財政支援等の強化を求める意見書について

三芳町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙の通り提出致します。

(提案理由)

国土交通省は、四半期ごとに「水道施設への被害及び水質事故等の発生状況について」報告していますが、直近の令和7年第1、第2、第3四半期で124件の管渠漏水事故等の報告があります。

どの自治体も、水道施設の老朽化の進行のなか大規模な災害に備えた耐震化の推進が急務となっていますが、安定給水や災害対策のための水道施設の更新及び耐震化に係る費用は莫大であり、自治体はいま困難に直面しています。

そこで、国に、自治体水道事業への財政的支援等をいっそう、抜本的に強化するよう求めるものです。

上水道事業に対する国の財政支援等の強化を求める意見書（案）

最近の上水道施設の老朽化などによる事故の報道に国民の関心が高まる中、多くの上水道事業者は、安心・安全な水道水の安定供給と適正な維持管理を確保するため、限られた予算と人員で事業運営に取り組んでいます。

一方、高度経済成長期以降に整備された水道施設の老朽化の進行、大規模な災害の発生に備えた耐震化の推進も急務となっていることから、その費用の増大が問題となっています。

また、水道事業は、地方公営企業法により独立採算が求められるとともに、長期的観点から将来の施設更新に必要な財源を見込んだ、総括原価主義による料金算定が求められており、その結果、現下の諸物価高騰の情勢の中で住民生活の大きな負担ともなっています。

本町では、限られた人員の中で経営の効率化、健全化に努めるとともに、将来にわたり水道事業を持続可能なものとするため、不断の努力を重ねています。

しかし、安定給水や災害対策のためには、水道施設の更新及び耐震化にかかる費用は莫大なものであり、それが健全経営を維持するうえで大きな負担となっています。

いうまでもなく、地方公営企業法第3条（経営の基本原則）では、「企業の経済性の発揮」とともに、住民の生活向上や利便性向上など「公共の福祉の増進」がうたわれています。

よって、国においては、水道事業の公共性をいっそう重視し、水道の安定給水や災害対策のいっそうの推進を図るため、自治体水道事業への財政的支援及び技術的支援を抜本的に強化するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

令和8年3月23日

埼玉県入間郡三芳町議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣

衆参両院議長